一般質問

平成25年3月定例会

No.	質 問 者			質 問 事 項
1	14番	成川(呆美	(1)協働のまちづくりと地域力のアップに関する取り組みについて(2)安心して子育てができる環境づくりへの取り組みについて
2	10番	小清水	招男	地域での居場所づくりについて
3	9番	武井 -	一夫	中井町生涯学習施設の建設について
4	15番	小沢 扌	長男	(1) 町民・国民の願いを国政へ (2) 肺炎球菌ワクチン助成を70才以上に (3) 有効な有害鳥獣駆除策を
5	1番	金子 ፲	正直	災害時等における要援護者への対応について
6	3番	二宮	章悟	町の発展は道路整備から
7	7番	原	<u></u> 基二	人口増加対策と子育て支援
8	2番	曽我・ジ	为	町の農業・農地の活性化は
9	5番	戸村を	俗司	(1) こども園のビジョンの明確化を (2) 水源林整備を継続的に

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

http://www.town.nakai.kanagawa.jp/

議会事務局 TEL 81-3905

【問】 1(1)協働のまちづくりと地域力のアップに関する取り組みについて 14番 成川 保

地方自治体における地域運営のあり方は、これまでの国からの権限移譲を受けるだけの流れから、みずからの 地域のことはみずからが決め、みずからが実践していくという、地域主権改革の推進へ向かっております。

町では、平成23年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画が策定されました。

社会の変化に対応できる柔軟で持続可能な中井町を創りだすためには、行政の上から目線ではなく、住民の積極的な行動を活かした行政との協働のまちづくりを発展させていく必要があります。

後期基本計画の中に、「町民一人ひとりが力を発揮するまち」が目標に定められておりますが、今後のまちづくりには、さらなる男女共同参画の推進が急務と判断しています。

そこで町長にお尋ねいたします。

- 1、25年度の新規事業「まちづくり活動支援事業」の取り組みについて
- 2、男女共同参画推進事業の取り組み状況と27年度の改定に向けての男女共同参画プラン策定計画について

【町長答】

現在、町では、第5次中井町総合計画後期基本計画の基本方針に「協働のまちづくり」を掲げ、この方針に基づき各種施策事業を展開し、町民参画による有効的なまちづくりを推進しているところであります。

町としては、今後とも「協働のまちづくり」を担う組織や人材の育成とともに、「協働のまちづくり」を支える 体制や仕組みづくりを推進し、町民の皆様と共に「協働のまちづくり」を進めていきたいと考えます。

1点目「平成25年度新規事業『まちづくり活動支援事業の取り組みについて』」にお答えします。

町では、今後の協働のまちづくりを推進していくうえでの基本的姿勢として、町民個人や地域の自主的活動が活性化され、町民個々の能力や地域の活力・資源等がこれまで以上にまちづくりや住民生活に活かされるシステムの構築・運用を図っていきたいと考えております。

平成 25 年度はそうした考えに基づき、住民活動の組織化や地域活動団体等の育成支援のための活動支援助成金制度を柱とする「活動支援システム」の導入を図るとともに、併せて「情報共有システム」「人材活用システム」の導入を図り、協働のまちづくりを総合的に推進する体制を構築していきたいと考えております。

続きまして2点目「男女共同参画推進事業の取り組み状況と27年度の改定に向けての男女共同参画プラン策定計画について」にお答えします。

本町の男女共同参画プランは平成 17 年度に、「男女平等意識の推進」、「男女がともに築く家庭づくり」、「男女がともに力を発揮できる社会の形成」を基本目標として掲げ、策定したものであり、現在、この基本目標の達成に向け、鋭意、関係施策の推進に取り組んでいるところです。

平成23年度末現在の取組状況は総事業91事業のうち、83事業は既に事業推進が図られており、残る8事業についても実施に向けた研究検討段階にあります。

また、本計画は平成 26 年度をもって計画期間が終了しますが、引き続き男女共同参画事業の計画的な推進を図っていくため、平成 25 年度から 2 か年をかけ、新たな推進計画を策定することとしております。

計画策定にあたっては、庁内組織での検討、有識者や公募委員等で組織する策定委員会を通して策定していくこととし、現計画の取組状況の評価検証をはじめ、社会環境の変化、住民意識の把握等を通して策定作業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【問】 1(2)安心して子育てができる環境づくりへの取り組みについて 14番 成川 保美

少子化の進行は、子どもの成育環境に変化を与えるばかりでなく、地域の活力低下などさまざまな影響をもたらしています。

持続可能な活力ある中井町を創りだしていくには、生活しやすく、安心して子どもを産み育てることができる 環境整備が必要です。

幼稚園・保育園にお子さんを預けている保護者の方に、幼保一体化になることによる不安を与えてはなりません。

平成 16 年 3 月議会において「ファミリーサポートセンターと子育て支援センターの兼用設置」の必要性について一般質問いたしました。現在、子育て支援センターは設置され、大勢の方の利用があり皆様に喜ばれとても好評ですが、今後のこども園開設に向けての影響が心配されます。

後期基本計画の中に、ファミリーサポートセンターの開設数が1箇所と明記されています。育児や介護の援助を受けたい人と援助を行いたい人とが会員となって助け合うファミリーサポートセンターの開設は、きめ細やかな子育て支援のためには必要なものです。そこでお尋ねいたします。

- 1、こども園開設に伴う保護者の不安解消と今後の子育て支援センターについて
- 2、ファミリーサポートセンター事業の開設について

【町長答】

こども園につきましては、保育園・幼稚園の3園を統合して平成26年4月開設を目指し、保護者のご理解·ご協力を得ながら、所管課、保育園・幼稚園を主体に、こども園への移行を推進しております。

子育て支援センターにつきましては、地域における総合的な子育て家庭の支援を行うため、平成 20 年 4 月に開設し、利用者は年々増加している状況です。

1点目の「こども園開設に伴う保護者の不安解消と今後の子育て支援センターについて」のご質問ですが、こども園になる井ノ口保育園・幼稚園園舎の利活用、保育カリキュラム、保護者の関わり方などの検討を進めており、子ども達にとって、より良いカリキュラム作りを進めております。

しかし保護者からは、こども園になると3歳児、4歳児、5歳児のクラスが混合になることから、お迎えの時間が違うので子どもたちが寂しがるのではないか、お昼寝の時間を設けてほしい、保護者会・役員については、保護者の負担に隔たりが生じないか、また、行事を開催すると全保護者を遊戯室に収容できないのではないか、などのご意見をいただいております。

今後も引き続き、保護者の不安解消に努め、スムーズにこども園への移行ができるよう、町・保育園・幼稚園 合同での懇談会を随時開催し、保護者からのご意見を取り入れながら、こども園開設を目指してまいりますので、 ご理解を賜りたいと考えております。

今後の子育て支援センターにつきましては、平成25年度に井ノ口保育園の改修を予定していますので、一時的に井ノ口上児童館に移転させていただく考えです。しかし、こども園開設後には、現在の中村保育園に、地域における総合的な子育て家庭の支援拠点として子育て支援センターを移転し、広々とした施設を利用することにより、子ども達が明るく、健やかに遊べる場の提供ができるものと考えております。

2点目の「ファミリーサポートセンター事業の開設について」のご質問ですが、子育て中の保護者等を会員とし、相互に援助活動を行う場所が必要であることから、総合計画では平成27年度までに1箇所設置することとしています。

しかし少子化も進んでいる現在、本町単独での設置につきましては、課題も多いと思われます。また、議員ご 指摘のように、子育て支援センターと一体的に設置することも一つの方法であると考えます。

今後は、地域の子どもは地域で育てていくことが重要であると思いますので、援助を受けたい方のニーズ調査の実施についての検討をさせていただき、地域の皆さまのご協力もいただき、設置主体、事業の在り方も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 2 地域での居場所づくりについて

10番 小清水 招男

町は総合計画の施策として、「豊かな人間性を育むまち」を掲げて推進されています。

しかし、子どもや高齢者からは「地域での居場所がない」と言う言葉を耳にします。

私は町民自身がみずからの生き方に自信を持ち、地域で充実した生活ができるようにするための居場所づくりが、大切な事と考え以下の質問をします。

- 1、自分の住む地域に誇りと愛着を持つとともに、子どもからお年寄りまでの世代間交流や子ども同士の触れ合いを深めるために、地域寺小屋事業は大切ですが、機能していますか。
- 2、地域の方々の支援のもと、子どもたちが主体性を持って合宿生活をしながら学校に通学する体験活動の通学合宿は、子どもと地域の結びつきを強めるものですが、実施する考えはありますか。
- 3、自治会によっては、子どもたちが遊べる公園や、老人の憩いの場を持たない地区があります。健康づくり 運動、サロン活動などを推進し、地域住民の居場所をつくるためにもこれらの環境を整備する考えはありますか。

【町長答】

近年、少子高齢化、高度情報文化の発達、塾通い、防犯・安全問題など子どもを取り巻く環境が厳しくなっている中で、最近の子どもは、時間、空間、仲間の三間がなくなってきていると言われております。このような環境の中で、私も子どもたちの地域行事への参加を見るにつけ、地域との関わりが少なくなってきたように感じておりますので、地域における交流活動が盛んになるよう努めてまいる所存であります。

それでは、議員ご質問の1点目と2点目につきましては教育長より答弁をさせます。

(教育長答弁)

それでは私から小清水議員の1点目、2点目のご質問に答えさせていただきます。

1点目の「地域寺子屋事業は大切ですが、機能していますか。」のご質問にお答えします。

本事業は、国の宝、地域の宝である子どもを地域で守り育てる地域教育力への期待を背景に、自治会及び生涯学習推進員を始め、子ども会や関係団体にご協力を依頼し、平成21年4月から始めた事業であります。自分の住む地域に愛着と誇りを持つと共に、子どもからお年寄りまでの世代間交流や子ども同士のふれあいを深めるためには、「地域寺子屋」事業は大変有意義な事業であると認識しております。

これまで、それぞれの自治会で餅つき大会や太鼓、お囃子の練習、どんど焼きなどの取り組みをしていただい ております。

それぞれの地域の実情に応じて地域の歴史や文化、伝統行事、昔遊びなどの体験を通して地域の良さを知ることや世代間の交流、さらに、子ども同士の絆を深めることで、豊かな人間性の育成につなげていきたいと考えております。今後、地域支援課と連絡調整を図りながら支援を検討してまいりたいと存じます。

2点目の「通学合宿を実施する考えはありますか。」のご質問にお答えいたします。

この通学合宿は、子どもたちが地域の施設を利用し、親元を離れ、団体生活の中で食材の買出し、食事の支度、清掃、洗濯等日常生活を自分自身で行いながら学校に通うことで、自立して生活する力を養うことができ、さらには自立心、社会性、公共心を育てるうえで効果が期待できる体験と捉えています。

現在、教育委員会として事業化の計画はございませんが、地域教育力の向上、地域の活性化にもつながることが 期待されますので、保護者や地域で実施の意向がある場合は、地域支援課とも共同して支援を検討してまいりま すので、ご理解を賜りたいと存じます。

『町長が答弁』

それでは、私から3点目の「地域住民の居場所づくりのための環境整備を」のご質問にお答えします。

子どもたちの遊びの場・ふれあいの場、また、お年寄りの生きがいづくりの場、そして何よりも、老若男女、

地域の人たちが交流できる場は地域の活性化にも大変重要なものであると認識しております。

町としては今後とも、こうした地域における交流活動がより盛んになっていくよう、地域の人たちの交流の場づくりや地域の自主活動、生涯学習活動等への活動助成などにより、積極的に支援していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 3 中井町生涯学習施設の建設について

9番 武井 一夫

生涯学習施設の必要性は、第五次総合計画後期基本計画や、生涯学習基本計画の中においても、生涯学習の推進や、学習施設の整備等の充実・図書館機能の充実が明記されている。

町では、平成18年度から生涯学習施設等の庁内検討会を立ち上げ、21年度には(仮称)生涯学習施設等整備検討委員会を設置。22年度に、町内7会場で生涯学習施設のあり方について懇談会を開催し、町民より意見を求められた。その後、施設等整備検討委員会より「多目的機能を有した生涯学習施設整備が求められている」と、検討結果の概要が提出された。

それらに基づき 23 年度、町では新築による生涯学習施設の整備を、補助金や財政見通しを見極めた中で、平成 27 年度をめどに計画を進めることで方針決定された。

そこで町長にお伺いします。

- 1、財政状況の見極めと、国・県等の補助金や施設規模、附帯設備及び整備費用は。
- 2、災害時の防災施設としての機能は。
- 3、施設建設場所は役場周辺が適地ですか。
- 4、町民の声や検討委員会の意見は十分反映されていますか。
- 5、施設運用後のランニングコストと、使用料規定は。

【町長答】

社会経済状況の変化とともに、町民のライフスタイルが変わり、余暇時間の有効活用として趣味・特技を活かした多くの活動が行われるようになり、大人から子供まで、誰もが健康で文化的な生活を送ることのできる施設整備が求められており、こうした社会の変化に対応すべく、誰もが利用しやすい施設のあり方や機能等について検討を行ってきたところですます。

ご質問の項目については、具体的な方針等の決定まではしていませんが、今までの取り組み状況等について回答させていただくこととします。町では、ご質問の中にもありますように、平成 18 年度より庁内の検討会を組織し、平成 21 年には関係者からなる「生涯学習施設等検討委員会」を立ち上げたところです。検討会からは、既存施設である改善センターの改築による有効活用の可否も含め、「多目的ホールや図書機能、そして各種会議室等のあり方と施設の規模」、「整備の場所」、「施設整備の時期」、「魅力あるソフト事業の充実」の 4 項目を、答申書として受けております。

これら答申内容を踏まえ、改めて庁内での検討結果では、既存施設の活用については建物の構造などから困難であることから新たに建設することとし、建設場所においては公共施設が集まる役場周辺とするなど基本項目の確認を行い、これらの方針については平成23年9月7日の議会全員協議会で報告させていただいております。また、平成22年の地域懇談会では、「生涯学習センターのあり方」をテーマに町民の意見を伺うとともに、施設の整備に向け機能や内容等などの具体的な検討を行うため、公募により応募された町民や町内の有識者など18名からなる「生涯学習施設建設準備委員会」を平成23年度末に組織し、平成24年には先進地の清川村にある生涯学習センターの視察を行ったところです。

いずれにしましても、施設の建設にあたっては土地の確保を優先して取り組む必要がありますので、役場や福祉センターなどで借地している土地も含めて、平成25年度から買収に向け地権者との交渉を始めてまいります。

そして、建物の建設においては、町民等の意見を聴きながら町の財政状況を見極めつつ、国・県などの補助金等の活用を図りながら、民間の資金を活用したPFIでの建設も視野に、庁舎や保健福祉センターとの連携した災害時での防災施設としての機能を有した施設として、平成28年度の着工を目標に進めていきたいと考えております。

なお、質問にありますランニングコストや使用料の規定については、近隣の状況等を確認しながら検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

【問】 4(1)町民・国民の願いを国政へ

15番 小沢 長男

自公政権は、消費税 10%への増税のため、物価2%上昇を目標に、金融緩和を推し進める危険な賭けに踏み出しました。国民の所得が増えないで、物価上昇・消費税増税・社会保障の改悪では国民の生活がさらに破壊されます。

昨年の勤労者の平均賃金は、1990年以降で最低となり、ピーク時の1997年より年収で70万円も減って、非正規雇用が、3人に1人に、若者と女性では2人に1人に広がり、年収200万円に満たない労働者が1,000万人を超えているなかで、働く人の所得は9割に減少しました。

一方、日本企業全体の経常利益は 1.6 倍に増えて、大企業の内部留保は、この 10 年間で 100 兆円も積み増しし、260 兆円にも達しています。「企業の収益が上がれば、賃金もやがて上がる」というアベノミクスの論拠が崩され

ています。内部留保の1%程度を使えば8割に企業で月額1万円の賃上げが可能と、日本共産党は訴えています。 安定した雇用と所得の確立。社会保障大改悪・消費税増税を許さず。即原発ゼロで安全を目指す。TPP参加 阻止で食料主権・経済主権確立。憲法改悪を許さず、9条と戦争をしない国を守る。などが国民の願いです。これらの方向こそが町民の豊かさにつながるものです。自治体としても国に求める考えは。

【町長答】

我が国の経済情勢は、東日本大震災、原発事故を契機とした、深刻なエネルギー制約や、デフレの影響、さらには、欧州政府債務危機を巡る、世界経済の減速感なども加わり、依然として、厳しい状況にあります。一方、急速な少子高齢社会の進展の中においては、恒久的な、社会保障制度の確立やエネルギー対策、そして、大災害を教訓とする、早期の防災対策への取り組みに加え、領土、貿易問題など、大きな政治課題が生じております。

そのような状況下、昨年発足した、新政権では、財政出動も合わせた、経済対策に着手する方針が掲げられ、 その効果への期待感も加わり、円安や株価の上昇など、経済情勢に多少の動きが出たものの、雇用の創出や所得 の増加など、国民生活の中で、実感できるまでには、至っておりません。

しかしながら、財政状況が厳しい状況に置かれても、地方自治体では、税源の確保と行財政改革を断行しながら、防災対策はもとより、地域振興、各種社会保障制度の整備、さらには、資源循環型社会の構築などの政策課題を着実に推進して行かなければなりません。

議員ご指摘のように、新政権では、消費税やエネルギー対策、そして、国際的な政治課題など国民生活に直接 影響のある、重要課題の解決が求められています。地方分権の推進や税財源の確保を含めた、国政への要望等は、 随時、県町村会を通じ行っておりますが、今後も、自治体の責任者として、逐次、情勢を分析しながら、適時・ 的確に国へ要請を行うよう、鋭意努めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

【問】 4(2)肺炎球菌ワクチン助成を70才以上に

15番 小沢 長男

肺炎による全死亡者の 95%が 65 歳以上の高齢者で、高齢者の重症肺炎の約半分は肺炎球菌が原因とされています。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を防ぐワクチンで、現在、用いられている肺炎球菌ワクチンは、国内で流行している肺炎球菌の約80%に効果があり、効果は5年間持続します。だからこそ、町は助成し、ワクチンの接種を推進しているものと思います。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎、気管支炎など呼吸器感染症の他に、肺炎球菌が引き起こす副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの予防にも効果があります。

風邪やインフルエンザがきっかけで肺炎を引き起こすことが多いですが、肺炎球菌ワクチンの接種で肺炎球菌の感染を予防し、入院や重症化を防ぎ、軽度ですむ効果が期待されます。また、抗生物質の効きにくい肺炎球菌が増加していますが、肺炎球菌ワクチンは、このような耐性菌にも効果があるといいます。

肺炎球菌ワクチンの接種で感染症にかかりやすい疾患をお持ちの方が 65 歳以上で重症化防止対策が必要です。 インフルエンザワクチンとの併用で、健康な高齢者の肺炎球菌性肺炎による入院が 36%、死亡率が 57%減少し、 寝たきりの人の肺炎による入院回数が半分になるとされる。助成を 70 歳以上にすべきでは。

【町長答】

近年、わが国では、急速な高齢化もあり肺炎が原因で亡くなる方が増え、厚生労働省の人口動態統計によると、がん、心疾患に次いで多い死亡原因となっており、高齢の方ほど肺炎にかかりやすく、重症化しやすいため、高齢者の肺炎による死亡率は年齢とともに高くなっています。

肺炎の原因は様々ですが、議員ご指摘のとおり、高齢者の肺炎で最も多いのは肺炎球菌であり、高齢になり免疫 力が低下している方や内部障害を持つ方などは重症化する危険性があるとされています。

そのようなことから、本町では、肺炎球菌に起因する疾病の発症予防を目的としたワクチン接種の助成を原則、75歳以上の方を対象に、県下でも先駆けて今年度より実施し、現在335名の方がワクチン接種の申請をされており、加えて65歳から74歳の方で重症化のリスクが高いとされている内部障害1級の方も助成しております。

対象年齢の引き下げにつきましては、議員より昨年9月議会においてもご質問いただいておりますが、事業を 開始して間もないことから、まずは新たに75歳となる方と、75歳以上で未接種の方を対象として引き続き実施し、 その実施状況等を見て検証し、検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 4 (3) 有効な有害鳥獣駆除策を

15番 小沢 長男

ここ数年の間に、中井町にもシカやイノシシが出没し、頭数が増えています。農家や地域の人は、大型獣の対策に苦慮しています。

カラス、ハクビシン、アナグマ、アライグマなどに悩まされたうえに大型獣の出現により、丹精してつくった 農作物を台無しにされては生産意欲を失います。

とりわけ、大型獣の捕獲には、箱檻による捕獲がありますが、「箱わな」よりも「くくりわな」の方が捕獲率は はるかに高い。ところが、銃猟禁止区域では銃が使えず、捕らえたイノシシなどと格闘して、鉄パイプでたたい て仕留めなくてはなりません。命がけの仕事です。非常に危険なことですので、銃猟禁止区域でも、有害獣駆除 の時には、銃使用を認めるようにと、私は農業委員大会で提案してきました。近年、銃猟禁止区域でも、駆除の場合は、わなに掛かった獣を銃で仕留めても良いことになりました。そうなっても、他の自治体に仕掛けた「くくりわな」に掛かったイノシシに、ワイヤーを切り突進されて、町民の2人が大怪我をする事故がありました。

自治体間で連携しあって、必要に応じて駆除許可を出し、他の自治体の狩人にも銃の使用を認めるようにする必要があります。中井町の銃による狩猟資格者は、かつての 40 人が 60 歳代 9 人です。狩人がいなくなりますが対策は。

【町長答】

町内では、カラス等の鳥類のほか、ハクビシン、タヌキ等の小型獣、イノシシ等の大型獣による農作物への被害は、増加傾向にあると認識しております。

町は農産物への被害軽減のため、イノシシ、シカ等の有害大型獣の捕獲にあたっては、狩猟免許が必要なことから、猟友会等に駆除を依頼していますが、くくりわなでの捕獲には、大きな危険が伴うことは十分認識しております。今回、町内在住の狩猟者が、他の自治体において銃猟禁止区域のため、銃が使えず、イノシシに突進されて、大怪我をする事故があったことは、誠に残念なことであります。

鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律では、銃猟禁止区域であっても、有害鳥獣捕獲の許可においては、 止刺しも含めた銃器の使用を一定の条件の基に、許可できることになっています。イノシシ等の鳥獣の捕獲許可 の権限は、市町村に移譲されていますので、中井町では、イノシシ等の有害鳥獣捕獲許可にあたっては、銃猟禁 止区域であっても、止刺しを含めた銃器の使用を許可しております。

また、町内の狩猟者が、他の自治体で有害鳥獣を捕獲する場合には、鳥獣の捕獲等許可申請書を当該自治体に提出し、止刺し等、銃器の使用を含めた捕獲許可を受けることはできますが、捕獲にあたっては、各自治体の猟友会との調整もあり、銃猟禁止区域での銃器の使用許可は、当該自治体の権限に属しており、銃器の使用が困難な市町村もあるのが現状です。

町は、有害鳥獣駆除には欠かせない狩猟者の確保のため、狩猟免許取得者に対して、猟友会への加入及び有害 鳥獣駆除に従事することを条件に、狩猟免許取得に係る経費の補助を、平成25年度に予算計上したところです。 また、狩猟者の確保には農協、他の自治体との連携、猟友会同士の協力が必要であると認識しており、今後は、 他の猟友会との応援体制の確立等、足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会及び近隣市町と連携し、検討してま いりますので、ご理解をいただきたいと思います。

【問】 5 災害時等における要援護者への対応について

1番 金子 正直

町では平成22年4月1日より、中井町災害時要援護者登録制度を実施しています。

この制度は、災害時における避難誘導等の支援を希望する高齢者や障がい者などの所在や状況を把握し、必要な個人情報を災害発生時だけでなく、平常時の防災訓練などにも活用し、これらの人たちが安心して暮らすことのできる地域づくりを図ることを目的としています。そこで、次の点について伺います。

- 1、国では災害対策基本法を改正し、要援護者の名簿を平常時でも民間の福祉団体などに開示できるよう検討し、速やかに必要な措置を講ずるとしていますが、町において同制度での災害時に個人情報を活用できる支援機関についてどのような者を指し、平常時でも個人情報が開示できる者の範囲をどのように考えていきますか。
 - 2、具体的に要援護者に対して、災害時における避難誘導や救護活動などを行う体制を、どう考えていますか。
 - 3、避難所を開設する際は、要援護者を中心に受け入れる福祉避難所を開設する考えはありますか。
- 4、本登録制度を利用していないが、災害時支援を必要とする人の情報開示などの対応を、どう考え、また、 改訂される地域防災計画で要援護者についてどう修正されますか。

【町長答】

議員ご承知のように、日頃の見守りや災害時の情報伝達、避難行動などの支援を地域ぐるみで行うことを目的に、「中井町災害時要援護者登録制度」を平成 22 年より実施し、民生委員、自治会長のご協力を得ながら、現在では 148 人の方が登録されております。

1点目の「災害時に個人情報を活用できる支援機関、平常時でも個人情報が開示できる範囲」についてお答えします。

中井町災害時要援護者登録制度では、支援機関を町関係部署、中井町社会福祉協議会、自主防災会、民生委員、地域を管轄する消防とし、登録された方の同意を得て、情報提供・共有を図っております。

平常時での個人情報の開示ができる者の範囲につきましては、中井町個人情報保護審査会に諮り、承認をいただきましたので、民生委員に障害の情報を提供しておりますが、国が法改正により要援護者名簿作成の義務付けの動きもあることから、国・県の動向に注視してまいりたいと考えております。

2点目の「災害時における避難誘導や救護活動について」のご質問ですが、要援護者の救出、避難誘導など要援護者に身近な地域住民の支援が最も効果的とされております。こうしたことから、先の防災訓練では、災害時要援護者の安否確認及び避難支援を自主防災会及び消防団と連携し、訓練を実施いたしました。既に、安否確認方法や支援体制などの役割が明確化している自主防災会もありますが、協働の取り組みの中で、各自主防災会とも連携し、避難場所への誘導や救護活動の支援体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

3点目の「福祉避難所の開設について」のご質問ですが、町では災害状況によって広域避難所を開設することになります。また、要援護者に配慮した福祉避難所の開設も必要と認識しておりますが、町独自での開設は難しいと考えられます。町では町内の社会福祉法人と「災害時に要介護高齢者の緊急受け入れに関する協定」を締結していますので、まずは、締結している施設に要請してまいりたいと考えております。

4点目の「情報開示、地域防災計画の修正について」のご質問ですが、東日本大震災において、要援護者に配慮した避難を行うための情報伝達が、十分に伝わらなかったことが課題とされました。災害時には、生命と暮らしを守るという観点から、避難所に避難することが困難の方の情報を共有化し、最善の支援を行うことが必要であると考えております。

また、改訂する地域防災計画では、要援護者への対応について記載をしています。今後は、自主防災組織、消防団、民生委員等と連携し、要援護者を救援する体制づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

【問】6 町の発展は道路整備から

3番 二宮 童悟

本町は鉄道がない町ですが、町の北部には東名高速道路秦野中井インターが開設されており、南側に隣接して小田原厚木道路二宮インターもあり、秦野二宮バイパスにより結ばれていることから道路交通の要所であり、最寄りの駅にも近いことから、幹線道路からの接続道路を整備することが、町民の利便性の向上、企業誘致のためにも必要であり、今後のまちづくりに重要と考えます。

長年の懸案になっていた比奈窪バイパス、井ノロ東農道2期工事の遠藤原地区については建設に向け進行しています。住民生活に直結する生活道路整備は、住民が安全に暮らせる生活の基本です。そうしたなか、抜け道として生活道路への通過車両の流入により、見通しの悪い箇所では、車の通行に支障があり、歩行者にも危険が生じていますので、事故防止の対策が必要と考えます。

- 1、秦野二宮バイパスからメガソーラの進出が期待される南部開発地に接続する、五分一幹線に大型車が通行できる道路整備を。
 - 2、砂口南が丘線の2期工事300mの関係機関との調整、事業着手時期の判断は。
 - 3、井ノ口第一遊園地北側急カーブ箇所に公有地を利用し専用歩道の設置を。
 - 4、町道神戸線の北窪地区ふれあい農園南側砂利道の拡張、舗装化を。

【町長答】

幹線道路や身近な生活道路の整備には、多額の建設費用等を要することから、事業着手にあたっては道路の必要性や道路の規模などを含めた費用対効果を検証を行いながら、安全で利用しやすい道路整備に努めてきたところで、ご質問の項目について順次お答えさせていただきます。

先ず、1点目の町道五分一幹線についてですが、この路線の中村側は企業進出に伴う道路の拡幅が行われたことから大型車両の通行は可能ですが、南部地区が接している井ノロ側は、道路の幅員が 5.5m 程であることから大型規制がなされております。

議員ご承知のとおり、この南部地区においては何らかの土地利用を図る必要があり、立地条件等にも優れている事を踏まえ、メガソーラーの候補地として県に申請させていただいたところです。現在、県をはじめ関係者との協議が行われているところで、メガを活かした"まちづくり"を検討していくうえでも、事業化が図れることを期待しているところです。

なお、メガソーラーの整備では、道路拡幅に関する要件は無く、町としても事業化に併せた拡幅は考えておりませんが、国・県とも調整を図りながら必要な検討をしてまいります。

2点目の砂口南が丘線についてですが、本路線は秦野駅へ通じる広域幹線町道として、町民や企業活動の利便性等の向上を図る目的で、秦野市の行政界から東名の砂口ボックスまでを結ぶ延長 970m の区間を位置づけし、平成 18 年度末から 1 期 670mの供用開始をしております。

ご質問の、2 期 300mの区間ですが、計画路線と砂口自治会との取り付けに課題があることから道路の線形等の一部見直しを進めているところで、今後の整備時期においては町の財政状況や国・県の支援制度の確認と自治会のご協力をいただきながら、着工できる時期や方策を検討してまいりたいと存じます。

次に、3点目の町道坂本1号線の井ノ口第一児童遊園地付近の件についてですが、この路線は第三区画整理事業で整備された当初はセンターラインを有した路線でしたが、歩行者の安全帯を求める地元からの要望も踏まえ、下水道管の埋設工事後の舗装工事に併せ、センターラインを無くす形でグリーンベルトを施工したものです。

その後も、歩行者や通行車両の安全対策の向上のために、カーブミラーの増設や注意看板の設置、さらにはグリーンベルトの境目への安全ポールの設置など、自治会と協議をしながら取り組んできたところで、新たな歩行者や通過車両の安全対策については、改めて警察や自治会と協議をしながら検討してまいりたいと存じます。

4点目の町道神戸線の件についてですが、町としても道路整備の必要性は十分承知しておりますが、道路に隣接する地権者との境界において確定合意に至っておらず、事業化の目途が立たない状況にあります。今後とも、課題解決に向け努力してまいりますのでご理解いただきたいと存じます。

【問】 7 人口増加対策と子育て支援

7番 原 憲三

長野県下條村は、活気のあふれている村です。村は人口増加対策として、村営の 12 世帯マンションを 10 年間で 10 棟建設してきました。 2 L D Kに駐車場付きで 3 万 4 千円です。

入居者の資格は同居、または同居しようとする家族がいて、自治会活動等に参加・協力する者としています。 この様な対策で20年間に2割の人口が増え、しかも、子供が大きくなり、一戸建の希望に応えるために村営の分 譲地を販売し、完売と聞きます。また、雇用を生み出すための企業誘致も実施されています。

本町は、「安心して、子育てができるまちづくり」を行ってきたが、定住の効果が一向に出ていないと感じます。 町長は、どこでも減少しているから仕方がないとも言われている、それでは諦めとも、対策なしともとれるが、 次の点について伺います。

本町では企業が進出しても、ほとんどの社員は他市町に住んでいる現状に対し、どのような対策を考えているか。

平成 26 年度からこども園としてスタートするのを機会に、第3子からの保育園・幼稚園保育料完全無料化の考えはないか、より子育てしやすい環境になれば人口も増えると思うが。

今後の人口増加対策について、町長はどのように考えているか伺います。

【町長答】

人口の維持や増加は、地域の活力と将来に亘る、持続的なまちの発展を展望する上で、極めて、重要な課題であります。

私は、町長就任にあたり、人口の減少を回避するためには、暮らしやすさや、子育てのしやすい環境などが評価され、住む人たちに選択される町を、創り上げていく必要があるという理念をもち、小児医療費の助成制度の充実、子育て支援センターの開設、放課後児童の健全育成、そして近年では、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種補助など、他町に先駆けた、子育て支援策を実施するとともに、公共交通の充実を図るため、オンデマンドバスの運行や井ノ口地区への医療機関の誘致にも努めて参りました。

少子高齢社会の進展による、人口減少化も加わる中、就労形態や経済状況等、様々な要因もあり、人口増加と 云う結果に、結びついていない状況は、誠に残念に思いますが、町の未来を担う、子どもたちの育成には、子育 て支援は、重要な政策と認識しておりますので、引き続き、円滑な推進と、町内就労者を初め町内外にも政策の 意義を広めてまいります。

また、人口増加対策として、議員ご提案の第3子からの保育料等の無料化については、先進事例も参考に、定住誘導対策の一環として、検討を行ってまいりますが、政府与党内で、幼児教育の無償化の検討も行われておりますので、その動向にも注視してまいりたいと考えております。いずれにしろ、子育て支援を含め、人口増加対策は、町の活力の維持と町の発展の礎となるものと、認識するところであります。より良い、定住環境の創出に、今後も鋭意努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【問】 8 町の農業・農地の活性化は

2番 曽我 功

本町の面積の約3分の2、1,300 h a は農地と山林です。町の活性化にはこの土地の有効利用と農業の活性化が不可欠と思われます。

しかしながら、農業は他産業との生産性の格差から基幹的農業者が他産業へ流失し、また農業後継者の減少を 生み出しています。それに伴い、農家の急激な高齢化と耕作放棄地の増加を招いています。農家個人としての対 策だけでは限界があります。この現状では、5年後10年後の町の農業の将来展望が描けません。これを打開する ためには、小手先でなく根本的なことも含め、知恵を使い多面的な対策を講ずる必要があります。

国は、このような集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための、未来の設計図となる「人・農地プラン」を基礎自治体である市町村が作成することとしています。そのため、町は中井町地域農業再生協議会を昨年8月に立ち上げ検討を始めています。

この協議会をどのような視点で今後進めていくのか。また、プラン作成までのスケジュールは。そのプラン作成後の実施具体策は。以上3点について伺います。

【町長答】

現在、全国的に農業の現状は、農業者の高齢化、後継者不足による担い手の減少や、それに伴う耕作放棄地の増加など、大変厳しい状況にあります。

中井町の農業の現状も例外ではなく、所得の減少や高齢化などにより、農家数の減少や、耕作放棄地の増加などの影響が出ております。これらの課題を解決し、中井町の農業を再生するために、中井町地域農業再生協議会を立ち上げ、専門的見地を持った各分野のエキスパートの方に、様々な視点からご意見等をいただき、検討を進めているところであります。

「協議会をどのような視点で今後進めていくのか」のご質問につきましては、中井町地域農業再生協議会では、 農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保及び、特産品の創造等を視点に、中井町の地域農 業の再生に向け、総合的に検討しており、これまでの行政主導型ではなく、農業者、商業者、関係機関及び有識 者で議論を深め、官民協働型の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、「人・農地プランの作成までのスケジュール」につきましては、町内に農地を所有しているすべての方を対象に、6月から7月にかけ、農業に関する調査の実施を予定しております。調査結果の分析及び課題等の抽出を行い、9月から12月の間で、町内をブロック分けし、ブロックごとに地域座談会の開催を予定しております。この地域座談会では、中心となる個人、法人、集落営農を行う組織の決定、農地の集積、地域農業のあり方について話し合いをしていただき、合意形成が整ったブロックからプランを策定していく予定です。

最後に「プラン策定後の実施具体策」につきましては、各ブロックのプランに従って、中心となる個人、法人、 集落営農への農地の利用集積などを行い、地域農業の振興を図ってまいります。また、プラン策定後も、新規就 農者の受け入れや企業参入、集落営農などについても、随時、話し合いを行ってまいります。

農業に係る様々な問題は、経済情勢や各農家の事情等を考えますと、一朝一夕で解決するものではありません。

今後も、国、県、JAや各種関係機関と連携を密にとり、中井町地域農業再生協議会を中心に、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 9(1)こども園のビジョンの明確化を

5番 戸村 裕司

昨年12月、町立の幼稚園・保育園それぞれで、保護者を対象に、平成26年開設を目指すとする町立こども園についての説明会が行われた。保護者からは、通園や施設にかかわる課題から、今の安心して預けている環境が一変することへの不安などが率直に語られた。同時に「まだ何も決まっていないのでは」という印象を持った保護者も多い。こども園の具体像が依然として保護者には描き切れないし、それに足る、ビジョンがいまだに見えない。中村保育園がなくなることで中村地区の子育て環境が大きく変わることの懸念は残るが、多様な子どもたちの中で育んでいくことができる、こども園の可能性も否定できない。むしろ、既存の保育園、幼稚園にとらわれず、地域で育てる、地育施設として、こども園をつくり出す努力を各々が進める段階にきている。以上の観点から質問します。

- 1、園単位でなく、こども園入園を希望する保護者全体への説明会、情報共有の考えは。
- 2、保護者が既存の認定こども園を視察するなど、理解を深める取り組みの考えは。
- 3、保護者と先生の会など開園後想定される保護者との連携に今から取り組む考えは。
- 4、中井の教育や子育て全般から、こども園のビジョンを考える、シンポジウムや講演会に取り組む考えは。

【町長答】

町では、平成26年度のこども園の開設に向けて、現在、所管課と保育園及び幼稚園が一体になって、総合的かつ計画的に事業の推進にあたっています。昨年暮れには、こども園の基本的方針、運営形態に関わる基本的事項を町として決定し、教育、保育の関係者、有識者で構成された、「中井町立こども園開設に伴う検討委員会」へも報告させていただいたところです。しかし、議員ご指摘のとおり、保護者のこども園化に対する不安も根強く、行政と利用者相互の理解、認識の共有化が、今後、こども園事業を推進する上で重要であると感じているところであります。

それでは、まず 1 点目の「園単位ではなく、こども園入園を希望する保護者全体への説明会、情報共有の考えは。」のご質問にお答えします。

先ほど申しましたように、「こども園化」にあたっては、利用される保護者の皆様の「こども園」に対するご理解が大切であると認識しておりますので、保護者の方への説明会、町・保育園・幼稚園合同での懇談会を開催し、また、町ホームページ等での情報提供も続けてまいります。

今後、こども園での保育、教育内容、園行事のあり方等など具体的に検討を進めることとしておりますので、 方向性が決まり次第、その都度、保護者の皆様方に情報を提供してまいりたいと思います。

次に、「保護者が既存の認定こども園を視察するなど、理解を深める取り組みの考えは。」についてですが、町として保護者の方々と「子ども園」を視察する計画はありませんが、今後も引き続き、情報を提供し、保護者皆様のこども園に対する理解と認識を深めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「保護者と先生の会など開園後想定される保護者との連携に今から取り組む考えは。」のご質問ですが、現在、保育園と幼稚園にはそれぞれ保護者会が組織されております。また、「こども園」になってからも、引き続き組織は大切であり、保護者の協力のもとに園運営を行っていく必要があると考えます。こども園化に伴う保護者会のあり方につきましては、保護者の意向を尊重しながら3園と連携して進めてまいりたいと考えております。

最後に「こども園のビジョンを考える、シンポジウムや講演会に取り組む考えは。」のご質問にお答えします。こども園の基本方針や保育、教育目標については、昨年度、「中井町立こども園開設に伴う検討委員会」において十分検討を重ね報告をいただきましたので、その報告書に基づき、事業を推進しているところです。町としては、シンポジウムや講演会を開催する予定はありませんがこども園での保育、教育内容など、より具体的な事項については、保護者の方々のご意見ご要望を踏まえて検討してまいりたいと思います。なお、中井の教育や子育て計画は、国等の動向や社会背景により今後も随時見直しをしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 9(2)水源林整備を継続的に

5番 戸村 松司

本町は地下水に恵まれ、県の水源税の活用による水源林の保全事業が継続されている。こうした保全事業は、水源涵養にとどまらず、防災や自然環境の観点からも重要である。

第2期かながわ水源環境保全·再生実行5ヶ年計画は、平成28年度まで継続されるが、その後の維持やさらなる推進がなければ、この水資源を後世に残せない。

今後、世界は大気や水など命を育む資源そのものが争われる時代に入ると言われ、国内の水源をもつ各地では、 条例などにより、外国企業や外国籍の個人の土地購入などへの防衛が始まっている。

町は町内全域の山林を水源涵養地域としているが、ほとんどが民有地である。水源地の確保には地権者の協力が、そして整備においては、担い手の育成など町ぐるみの協力が不可欠であるとの観点から質問します。

- 1、水源涵養地域の地権者の把握状況は。
- 2、県の事業終了後の方針は。また水源林整備協定方式の賃借料の規模と財源は。

- 3、里山保全モデル地区設定に向けた取り組みとその課題は。
- 4、ボランティアとの協力関係の拡充は。
- 5、中井の水をさらにおいしく飲むなど健康や食に結びつけた情報発信の考えは。

【町長答】

地下水を水道の水源としている中井町は、県の「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」により、町全域が地域水源林エリアに指定されており、地域水源林整備の対象地となっています。

町では、この施策大綱に基づき、地権者の理解を得て、県の交付金を活用した水源の森林づくり事業を、平成19年度より実施しており、平成23年度にて第1期5か年計画のエリアである比奈窪・岩倉・境地区32.9haの整備が終了し、今年度より第2期5か年計画により、井ノ口地区の森林整備に着手しているところです。

県の事業期間は、平成19年度から38年度の20年間であり、また、水源環境の保全・再生には、長期にわたる継続的な取り組みが必要なことから、町では、地権者との間で20年間の賃借契約を締結しております。賃借料については、県の自然保護奨励金と同額の、年間1haあたり12,000円とし、平成24年度は、第1期59名、第2期108名の地権者へ569千円の賃借料を支払います。この賃借料は、全額県交付金の対象となっております。

また、町の森林 647 ha は、5年に一度更新される県の森林計画に伴う調査により、町の森林エリアを確認し、所有者については、土地台帳等により確認をしております。これらに基づき、個別の事業毎に整備エリア及び整備の手法等を決定しております。

なお、町内すべての森林が民有林であり、協定契約の期間終了後には、地権者に返却することになりますので、 整備後の維持管理については、地権者を始めとした地域の力が重要であると考えております。

中井町の森林は、人里や農地に隣接しており、水源の涵養や防災面など、本来森林が持つ公益的機能に加え、地域の里山としての側面も有しています。

水源の森林づくり事業を契機として、地域の森林を自主的に維持保全していこうという団体も少しづつ増え始めていますので、今後、これらの活動への支援等も検討しながら、森林の保全活動や環境学習の場としての活動を広げ、地権者やボランティアを含め、関係団体にご協力をいただきながら、地域の財産である森林を将来にわたり、継続的に守っていきたいと考えております。

なお、里山保全モデル地区については、保全活動実践団体の活動地域を、モデル地区として指定を考えておりますので、保全活動を行う団体と調整を図ってまいりたいと思います。

最後に、中井の水をさらにおいしく飲むなど、健康や食に結び付けた情報発信についての考えですが、安全でおいしい水の情報発信のため、水道法に基づき、浄水水源別に6カ所で水質検査を毎月実施して町ホームページ等に掲載しております。

今後も、安全で安心して飲める、おいしい水の安定供給に注力してまいりますので、ご理解をいただきたいと 思います。